

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

【2021年4月改訂版】

訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ

【訪問看護・予防訪問看護】利用料金（1回につき）

（地域区分別1単位の単価：6級地 10.42円）

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
	313単位	302単位	470単位	450単位	821単位	792単位	1125単位	1087単位
金額	3,261円	3,146円	4,897円	4,689円	8,554円	8,252円	11,722円	11,326円
1割負担	327円	315円	490円	469円	856円	826円	1,173円	1,133円
2割負担	653円	630円	980円	938円	1,711円	1,651円	2,345円	2,266円
3割負担	979円	944円	1,470円	1,407円	2,564円	2,476円	3,517円	3,398円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）料金						所定の料金×25%増		
深夜（22時～6時）料金						所定の料金×50%増		

【加算項目】

※自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

訪問 算1 回毎 に	（予防）長時間訪問看護加算	3,126円	特別管理加算対象者に90分を超える訪問看護を行った場合
	単位数	300単位	
	（予防）複数名訪問加算30分未満	2,646円	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合
	単位数	254単位	
月に 1回 算定 ・ その他	（予防）複数名訪問加算30分以上	4,188円	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合
	単位数	402単位	
	（予防）緊急時訪問看護加算	5,981円	利用者の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合
	単位数	574単位	
月に 1回 算定 ・ その他	（予防）特別管理加算Ⅰ	5,210円	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等・・・を使用している利用者に対する加算
	単位数	500単位	
	（予防）特別管理加算Ⅱ	2,605円	在宅酸素療法指導管理や人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴を受ける状態等・・・の利用者に対する加算
	単位数	250単位	
	（予防）初回加算	3,126円	初めて訪問看護を行った月、もしくは前回訪問看護より2か月訪問看護を受けていない場合
	単位数	300単位	
	（予防）退院時共同指導加算	6,252円	病院、老健施設に入院・入所中の方が退院・退所の際に訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合
	単位数	600単位	
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	20,840円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
	単位数	2,000単位	

※ 厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割から3割がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担となります。

【実費】

実費項目	通常の実施区域外の訪問にかかる交通費（自動車）	2km以上10km未満300円、10km以上は500円
	通常の実施区域外の訪問にかかる交通費（公共交通機関使用）	実費
	訪問看護時間が90分を超えた場合（保険適応とならない場合）	1,000円（外税）/30分毎
	死後の処置料（指定訪問看護と連続して行う場合）※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスになります。	1,500円（外税）

※ ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、すみやかに事業所までご連絡ください。連絡のないキャンセルに関しては、全額実費換算の6割相当をご請求させていただきます。（緊急な入院などの事情についてはキャンセル料は頂けません）